

鹿児島市交通事業経営計画

（令和8年度見直し）

【素案】概要版

令和8年9月

鹿児島市交通局

< 目 次 >

I	見直しの趣旨（令和８年度見直し）	1
II	計画期間における具体的な取組	1～2
III	財政見通し	3～4
IV	計画の進行管理等	5

R8.9.1 8時点

現行計画からの修正箇所は下線部分です。

<主な見直し①>

令和8年度に計画見直しに取り組む理由・背景を整理した上で、見直しの趣旨を修正しました。
【全体版のP1】

I 見直しの趣旨（令和8年度見直し）

1 見直しの趣旨

鹿児島市交通事業経営計画については、経営環境の変化に対応し、また、安全で安定的な運行に向けて必要な人員の確保や施設・設備の整備への投資等に速やかに取り組むため、令和7年度に見直しを行ったところです。

しかしながら、その後の燃料費をはじめとする物価の高騰や人件費の増に伴い増大する運行経費への対応に加え、バスの管理の委託終了等により、路線・ダイヤを維持するためのバス運転士の確保が必要であることから、8年度中に再度計画を見直し、9年度にバス運賃を改定するなど、引き続き各面からの増収対策及び経費削減に取り組むことで、経営の安定化を図るとともに、市電・市バスの安全で安定的な運行を維持し、サービスを持続的に提供しようとするものです。

<主な見直し②>

計画期間における具体的な取組について見直しを行いました。

【全体版のP36～46】

II 計画期間における具体的な取組

1 安全運行の推進

(2) 安全運行に向けた必要な人材の確保

施策No.5 市電市バス運転士の確保 <R7新規><R8見直し>

路線の維持と安全運行を支える人材の安定確保に向けて、また、バスにおいては令和8年度末での北・桜島営業所の管理の委託終了も踏まえ、電車・バス運転士の採用を積極的に進めます。

2 快適で便利なサービスの提供

(3) 利用者の利便性の向上

施策No.29 キャッシュレス運賃決済の導入検討 <R2拡充><R4拡充><R8拡充>

民間のバス事業者と連携して導入した独自のIC乗車カード「ラピカ」の機器等の老朽化や、交通系ICカード全国相互利用サービスに関する要望への対応等を図るため、技術革新が進む様々なキャッシュレス運賃決済の導入（R4年度 クレジットカードタッチ決済導入）（R8年度 二次元コード決済導入）やICTの更なる活用に取り組むとともに、引き続き今後の運賃決済のあり方について検討します。

3 経営基盤の強化

(2) 経費節減

施策No.40 北・桜島営業所の管理の委託の実施 <R7見直し><R8見直し>

運行経費の削減を図るため、引き続き、北・桜島営業所の管理の委託を実施します。合わせて、安全運行や利用者サービスの維持・向上に資するため、継続的に指導・監督を行い、受託者の業務改善を促します。なお、令和8年度で管理の委託は終了し、9年度以降は直営で運行管理を行います。

(3) 増収対策

施策No.46 運賃の見直し <R2新規><R3見直し><R7見直し><R8見直し>

市電が本市のまちづくりと市民生活を支える公共交通機関としての役割を担い、人員の確保や老朽化した施設・設備の整備等により安全かつ安定的な運行を維持するとともに、将来にわたりサービスを安定して提供し続けるため、令和8年8月に運賃改定を行います。(R8年度 改定済)

市バスにおいては、燃料費をはじめとする物価高騰や人件費の増による財政への影響を踏まえ、9年8月に運賃改定を行います。

また、計画期間中に、市電・市バスとも、資金や収支状況を踏まえながら適宜運賃についての検討を行います。

4 公営交通事業者としての役割を踏まえた事業推進

(1) 交通施策との連携

施策No.62 公共交通不便地対策との連携

交通政策の一環として市が取り組んでいる公共交通不便地対策において、現在交通局が担っている「あいばす」の安定的な運行を行い、生活路線の維持・確保を図ります。(R8年度末で運行終了)

施策No.63 路線バスと市電及び各交通機関との結節機能の向上等 <R3拡充> <R7見直し>

市電及び JR との結節機能を高めるフィーダー路線（14番谷山線、17番宇宿線、18番大学病院線）、及び桜島フェリーと結節する60番桜島線について、本市の地域公共交通ネットワーク再構築等を踏まえ、効率的な運行を図ります。(「17番宇宿線」はR8年度末で運行終了の予定)

(3) まちづくり施策との連携

施策No.72 都市計画との連携 <R7見直し><R8見直し>

かごしまコンパクトなまちづくりプラン（立地適正化計画）に基づき、コンパクトな市街地の形成に資するよう関係部局と連携しながら、持続可能な公共交通体系の構築に向けて、公営交通としての役割を果たします。

<主な見直し③>

経営環境の変化等による財政への影響や令和9年度における市バスの運賃改定等を踏まえて財政見直しを見直しました。

【全体版のP47～48】

Ⅲ 財政見直し

1 市バスの運賃改定を行わない場合の財政見直し

市バスの現行運賃を維持しながら事業を継続した場合、計画期間内における両事業合計での収支均衡の達成は厳しく、毎年度赤字が発生する状態が続きます。

また、令和10年度には資金不足比率が経営健全化基準の20%を超え、その後も年を追う毎に経営状況が悪化していくことが見込まれます。

		(単位：百万円 税込)						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
経常 損益	軌道	△ 31	15	164	130	87	128	162
	自動車	△ 560	△ 697	△ 607	△ 551	△ 538	△ 477	△ 448
	合計	△ 591	△ 683	△ 443	△ 421	△ 451	△ 349	△ 285
年度末資金残		174	174	△ 432	△ 1,067	△ 1,782	△ 2,459	△ 3,059
資金不足比率		△ 5.6%	△ 4.9%	12.0%	29.6%	49.3%	67.8%	84.1%

《算定条件》

現計画から修正

(1) 収入

- ① 人口の将来推計に基づく人口予測や沿線人口の推移を踏まえた利用者数
- ② 敬老バス制度の見直しに伴い、令和9年2月から敬老バスの利用者負担割合を現行の1/3から2/3に変更
- ③ バス路線の再編による利用者減少の影響について、令和9年度においては運送収益の3%、その後においては毎年度1%ずつの減収を見込む。

(2) 支出

- ① 令和9年度以降は、管理の委託終了に伴う減額と直営での運行管理に要する経費を計上
- ② 令和6年度から特別減収対策企業債の元金償還を開始

なお、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を策定し、これに基づく経営改善に取り組むこととなりますが、国による制度的な指導のもとで、運賃見直しのほか、路線・ダイヤの削減や車両・設備の更新時期の見直し等を求められ、利用者の負担増や利便性・快適性の低下につながる可能性があります。

2 市バスの運賃改定（令和9年8月実施）を反映した財政見直し

市バスの運賃改定（令和9年8月に普通料金を大人250円、小児130円に改定）を実施することで、9年度は約7千万円、10年度以降は毎年度約1億円の増収効果が見込めますが、それでもなお令和10年度には、資金不足比率が経営健全化基準の20%を超える見通しです。

※「1 市バスの運賃改定を行わない場合の財政見直し」の算定条件に加え、事業収益について、令和9年8月に市バス運賃を大人250円（現行230円）、小児130円（現行120円）に引き上げるものとして算定（定期券や企画乗車券の料金引き上げも想定）。

(単位：百万円 税込)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
軌道事業	事業収益	2,517	2,887	3,144	3,208	3,312	3,323
	営業収益	1,986	2,302	2,452	2,502	2,533	2,597
	営業外収益	530	585	692	706	779	726
	特別利益	1	0	0	0	0	0
	事業費	2,547	2,872	2,981	3,078	3,225	3,160
	営業費用	2,419	2,770	2,886	2,964	3,014	2,938
	営業外費用	128	101	95	114	211	223
	特別損失	0	0	0	0	0	0
	経常損益	△ 31	15	164	130	87	162
	純損益	△ 30	15	164	130	87	162
自動車運送事業	事業収益	1,738	1,859	1,910	1,958	1,890	1,839
	営業収益	1,345	1,496	1,510	1,540	1,503	1,465
	営業外収益	332	358	400	419	387	374
	特別利益	61	6	0	0	0	0
	事業費	2,241	2,551	2,455	2,405	2,341	2,203
	営業費用	2,182	2,483	2,359	2,303	2,240	2,109
	営業外費用	56	68	96	102	101	94
	特別損失	4	0	0	0	0	0
	経常損益	△ 560	△ 697	△ 545	△ 447	△ 451	△ 364
	純損益	△ 503	△ 691	△ 545	△ 447	△ 451	△ 364
合計	事業収益	4,255	4,746	5,054	5,167	5,202	5,162
	営業収益	3,331	3,798	3,962	4,042	4,036	4,061
	営業外収益	862	942	1,092	1,125	1,166	1,101
	特別利益	62	6	0	0	0	0
	事業費	4,788	5,423	5,436	5,484	5,566	5,363
	営業費用	4,600	5,253	5,245	5,267	5,254	5,047
	営業外費用	184	169	191	216	313	316
	特別損失	4	0	0	0	0	0
	経常損益	△ 591	△ 683	△ 382	△ 317	△ 364	△ 201
	純損益	△ 533	△ 677	△ 382	△ 317	△ 364	△ 201
資本的収入		836	1,483	1,599	1,538	577	480
資本的支出		1,365	2,126	2,396	2,451	1,568	1,400
年度末資金残		174	174	△ 370	△ 901	△ 1,530	△ 2,638
資金不足比率		△ 5.6%	△ 4.9%	10.2%	24.4%	41.3%	70.8%

※令和7年度は決算額、8年度は当初予算額（年度末資金残は7年度決算額を反映）、9年度～13年度は推計額

※百万円単位での表示のため、端数処理（四捨五入）により計などが合わない場合がある

現計画から修正

3 経営改善に向けた対策

令和10年度以降において、両事業合計での資金不足比率を経営健全化基準内に留めながら持続可能な経営基盤の確立を図るためには、毎年度さらに5億円を超える収支改善が必要になるものと見込んでいます。

このことから、経営改善に向け、計画期間内に以下の取組を実施することにより、中長期的に安定した事業運営を目指します。

(1) 収入

- ① 毎年度の収支や資金状況、直近の市電・市バスの運賃改定による効果を踏まえながら、計画期間内における市電・市バスの運賃改定をはじめ、さらなる増収対策を検討します。
- ② 貸切バスの利用促進に積極的に取組み、運輸送収益の拡大につなげます。

(2) 支出

事務事業の見直しやDX化の推進により、経費節減の徹底を図ります。

<主な見直し>

経営理念や経営方針、基本目標等を堅持しつつ、経営環境の変化や新たな課題等に的確に対応するため、計画上の見直し時期以外にも必要に応じて計画内容の見直しを行い、計画の実効性の確保を図ることとしました。

【全体版のP49】

IV 計画の進行管理等

令和2年度から3年度までの2年間の第1期、4年度から7年度までの4年間の第2期、8年度から10年度までの3年間の第3期、11年度から13年度までの3年間の第4期と位置づけ、定期的に見直しを行うほか、計画に掲げる経営理念や経営方針、基本目標等を堅持しつつ、経営環境の変化や新たな課題等に的確に対応するため、必要に応じて計画内容の見直しを行い、計画の実効性の確保を図ります。

また、取組の進捗や局の経営状況等については、ホームページ等で公表し、「見える化」を図ります。

<計画期間>

